

# 暴<sup>●</sup>迫しまね

令和6年  
vol. 65

「暴力団  
徹底排除の  
街づくり」



## CONTENTS

「暴力団追放三不運動+1」で暴力団追放を	2
令和6年度事業計画	3
暴力団等の情勢	4
島根県暴力団排除条例の一部改正	5
暴力団等に対する基本的対応要領	6
責任者講習におけるアンケート結果	7
暴力団離脱者の社会復帰にご理解・ご協力を！ 賛助会員の募集	8

表紙写真：隠岐古典相撲大会 隠岐の島町



# 「暴力団追放三<sup>プラスワン</sup>ない運動+1」 で暴力団追放を



(公財)島根県暴力追放県民センター  
理事長 山口美紀

県民の皆様には、平素より公益財団法人島根県暴力追放県民センターの業務各般にわたり格別のご理解・ご支援を賜り、心より感謝を申し上げますとともに、各地域・職域等において暴力団排除活動に真摯に取り組んでいただいている皆様方に対しまして、心から敬意を表する次第です。

さて、昨今の暴力団情勢は、六代目山口組と神戸山口組の分裂抗争は未だ終結の兆しは見えず、暴力団構成員等は年々減少してはいるものの、暴力団組織の不透明化、資金獲得活動の悪質・巧妙化も一層その度合いを深めています。

暴力団を含む反社会的勢力は、変化をして市民の身近な脅威となっている中、昨年来、半グレ集団を含む新たな概念である「匿名・流動型犯罪グループ」と言われる存在が、特殊詐欺をはじめ、強盗、窃盗、薬物の密売、ヤミ金、違法風俗など多岐にわたる違法行為を行っています。これらグループは、SNSを通じるなど緩やかな結びつきで離合集散を繰り返し、匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化し、実行役を用意して犯行をさせるなど実態把握が困難と言われており、治安における大きな脅威になっています。

一方、島根県内の暴力団情勢は、六代目山口組傘下の3団体・構成員等約60人が把握されておりますが、令和2年7月に島根県公安委員会による暴対法に基づく、松江市の「警戒区域」と両団体の

「特定抗争指定暴力団等」の指定は未だ継続中で、警察による警戒が続いており、全国的な情勢も考え合わせますと決して予断を許されない状況にあります。

このような暴力団等反社会的勢力を根絶するためには、社会全体が暴力団排除に向けて、「暴力団を恐れない」「暴力団を利用しない」「暴力団に金を出さない」そして「暴力団と交際しない」の「暴力団追放三<sup>プラスワン</sup>ない運動+1」を推進することが重要です。

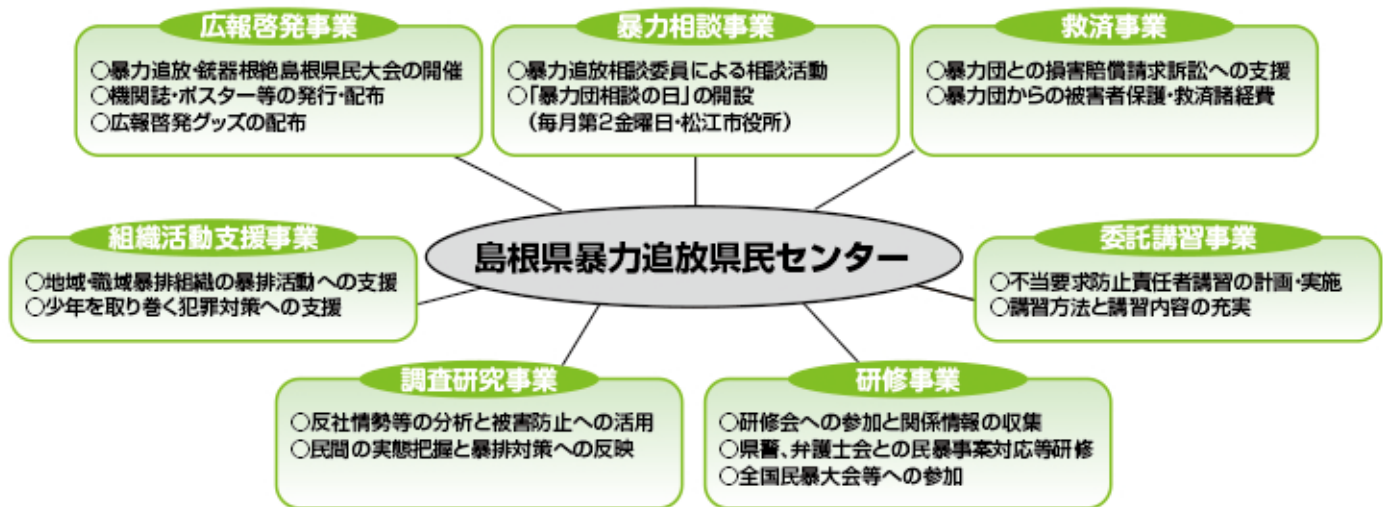
こうした中、当センターも、「暴力団のない安全で住みよい島根県」を目指して、これまで以上に県民の皆様をはじめ、島根県、警察、弁護士会、各種行政機関、地域・職域における暴力団排除組織等との連携を更に深めながら、「暴力団追放三<sup>プラスワン</sup>ない運動+1」の推進と暴力団排除事業を展開していくこととしております。

今後とも、皆様の一層のご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## 令和6年度事業計画

令和6年度、当センターの事業について、下記のとおり取り組みます。



※詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。

## 令和5年度の主な活動

### 理事会・評議員会の開催



理事会・評議員会を各2回開催し、事業計画・予算案、事業・収支のほかセンター運営について審議しました。

### 暴力追放・銃器根絶県民大会



島根県民会館中ホールにおいて、約550人の皆様の参加をいただき開催しました。多くの高校生にも参加をしていただきました。大会は、表彰・大会宣言、特別講演のほか、三刀屋高校ダンス部によるダンスパフォーマンスも披露され、大盛況の大会になりました。(10/30)



### 暴力団社会復帰対策協議会



関係10機関と民暴弁護士で、暴力団離脱や離脱後の就労など社会復帰支援について情報共有と協力を確認しました。(1/29)

### 不当要求防止責任者講習



42回実施し、行政機関・一般企業で選任された責任者の方など1,133人の方に受講していただきました。

### 機関誌・啓発グッズの作成配布



暴排への関心と意識を高め、また、当センター業務に理解をいただくため機関誌の発行や啓発グッズを作成し広く配布しました。

## お知らせ

皆様のご参加をお待ちしています!

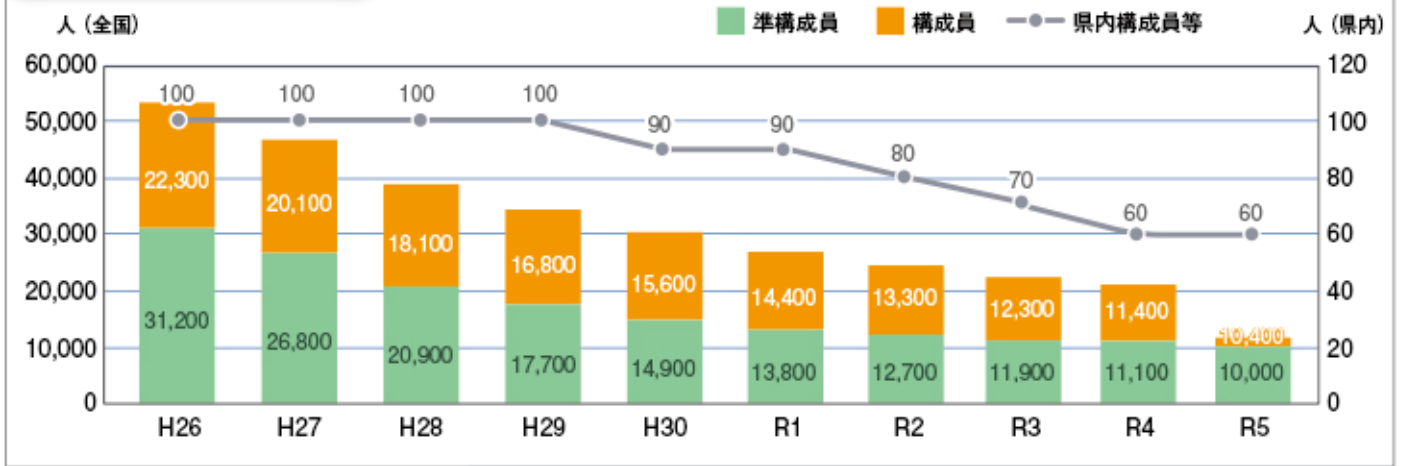
入場無料

### 「第32回 暴力追放・銃器根絶島根県民大会」の開催

日時:令和6年11月21日(木) 午後1時30分開会(予定)  
場所:島根県民会館 中ホール

## 暴力団等の情勢

### 暴力団構成員等の推移



#### 全国

平成17年以降減少傾向が継続。令和5年末現在、**約20,400人(前年比-2,000人)**⑧

- 六代目山口組と神戸山口組、池田組との対立抗争は未だ継続状態
- 「組織実態の隠蔽・不透明化」と「資金減獲得活動の悪質・巧妙化」が一層進行
- 暴力団までの組織構造は有しない「準暴力団」(半グレ)等が暴力団等と密接に関係
- 緩やかな結びつきで離合集散を繰り返し、匿名性の高い通信手段等を活用し、特殊詐欺等違法な資金獲得活動をする集団「匿名・流動型犯罪グループ」(含む準暴力団)が新たな脅威

⑧暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値とは必ずしも一致しません。

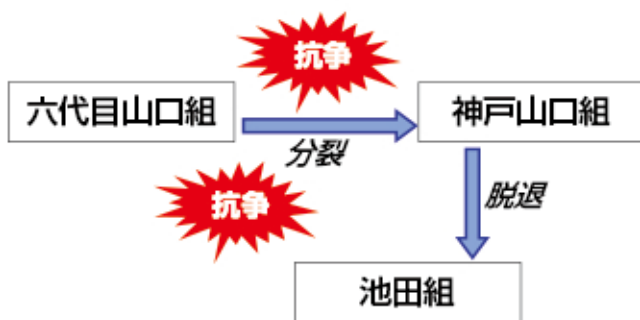
#### 県内

令和5年末現在、六代目山口組系**3団体約60人(前年比±0)**

※県内3団体は六代目山口組2次団体「大同会(米子市)」傘下。(松江市に2団体、浜田市に1団体)

- 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争状態により、島根県公安委員会による**松江市の「警戒区域」**、**両団体に対する「特定抗争指定暴力団」**の指定は、令和2年7月から継続中

### 六代目山口組に絡む対立抗争



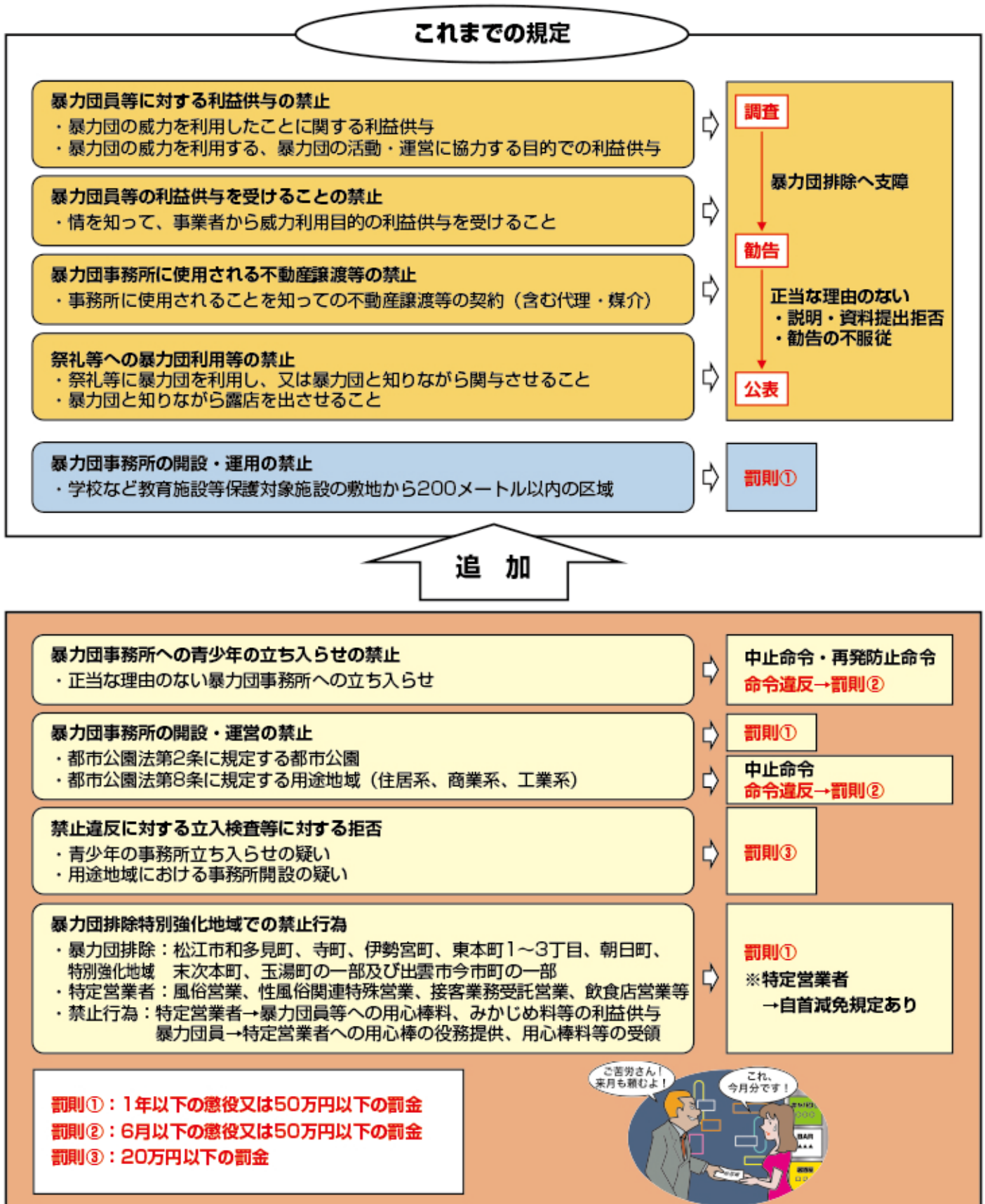
### 「特定抗争指定暴力団等」の指定にかかる「警戒区域」

特定抗争指定暴力団等	六代目山口組・神戸山口組	六代目山口組池田組
府 県	市・町	市・町
岐 阜 県	岐阜市・大垣市	
愛 知 県	名古屋市・刈谷市・あま市・知多郡武豊町	名古屋市
三 重 県	桑名市	桑名市
京 都 府	京都市	
大 阪 府	大阪市	
兵 庫 県	神戸市・姫路市・尼崎市・高砂市・加古郡稲美町	神戸市
鳥 取 県	米子市	
島 根 県	松江市	
岡 山 県	津山市	岡山市
計	9府県17市町	4県4市

令和5年末現在

## 島根県暴力団排除条例の一部改正 【令和6年7月1日施行】

これまでの禁止規定に罰則の付された禁止行為が追加されました。



※詳しくは、島根県警察のホームページをご覧ください

## 暴力団等に対する基本的対応要領



### 対応の基本「大原則」

#### 組織的な対応

暴力団等から不当要求を受けた場合、**担当者が個人的に対応したり、担当者のみに責任を押しつけることは絶対にやってはいけません。**

不当要求に対しては、対応方針をあらかじめ検討し、**組織が一体となって対応**することが何より大切です。

### 平素の準備

1

#### トップの危機管理

- トップ自らが、「不当な要求には絶対に対応しない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。
- 担当者が緊急に報告できる専断権内を行う。



2

#### 体制作り

- あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュアル、連絡手順等を定めておく。
- 対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての信頼を準備しておく。
- 対応する部屋を決めておき、録音、撮影機器等をセッティングしておくとともに、暴力追放ボスターや責任者横断連絡簿等を置いておく。



3

#### 暴力団排除条項の導入

- 暴力団等反社会的勢力を排除する組織として、
  - 暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
  - 取引開始後反社会的勢力と判明した場合、解約すること
- などの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。



4

#### 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等との連携

- 警察や暴力センター、弁護士等との連携を促し、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。



### 有事の対応 (不当要求対応要領)

1

#### 来訪者のチェックと連絡

受付係員又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、対応責任者に報告し、応接室等に案内する。



2

#### 相手の確認と用件の確認

裏向きに、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をすること。代理人の場合は、委任状の確認を忘れずに。



3

#### 対応場所の選定

最早く駆けつけることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所(自社の応接室)等の無理難題の及ぶ場所を避く。暴力団等の選定する場所や、競争事例には絶対に出向かないこと、やむをえず出向かざるをえない場合は、警備に事前・事後連絡をする。



4

#### 対応の人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておく。



5

#### 対応時間

可能な限り短くすること。最初の段階で「現時までのお話を伺います」などと告げて対応時間を明確に示すこと。対応時間が過ぎても退去しない場合は、警察に不審な言動の被害届を出す旨を告げて警察へ連絡する。



6

#### 言動に注意する

暴力団等は、巧みに論争に持ち込み、批判者の失言を誘い、又は高圧風をたらえて難しく糾弾してきます。「申し訳ありません」「検討します」「考えてみます」などは禁物です。



7

#### 書類の作成・署名・押印

暴力団は「一言断れば許してやる」などと強引な交渉を繰り返しますが、後日追放請求の材料などに悪用します。また、暴力団等との社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので署名や押印は禁物です。



8

#### トップは対応させない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が対応すると、悪質を過らせます。次回以降からの交渉で「部長社長が会った。お前ではだめだ。社長を出せ。社長が来ない理由を言え」などと強てかかられます。



9

#### 即答や約束はしない

暴力団員の対応は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。暴力団員は、企業の方針の知らない者が便宜の分け目と見えて執拗に、その場で返答を求めます。



10

#### 湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団員が逗留し続けることを誘ったことになりかねません。また、盗撮カメラ等を隠しつけるなど、隠しの道具に使用されることがあります。献辞するお茶さんではありませんので、接待は不要です。



11

#### 対応内容の記録化

電話や直談判の対応内容は、犯罪捜査や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。



12

#### 権を失わず警察に通報

不要なトラブルを避け、受侮事故を防止するため、平素の警察、暴力センターとの連携が早期解決につながる。



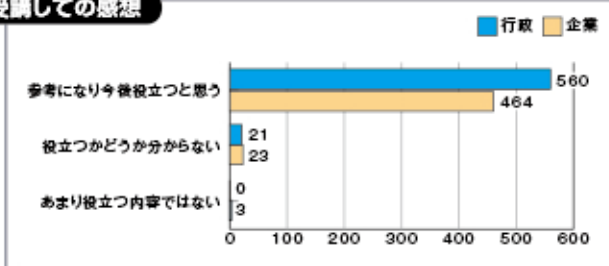
## 責任者講習におけるアンケート結果 (抜粋)

令和5年度の不当要求防止責任者講習の受講者1,133人の皆様に、不当要求や講習についてのアンケート調査を行い、1,071人の方にご回答(回答率94.5%)いただきました。

	対象者	回答数	回収率
行政機関	624	581	93.1%
一般企業	509	490	96.3%
計	1133	1071	94.5%

- 1 講習を受講して、講習が「今後役立つと思う」との回答が、企業・行政合わせて95.6%。「今後の暴力団等との対応について」お尋ねしたところ、「自信がついた」「ある程度対応できる」との回答が約9割でした。

受講しての感想



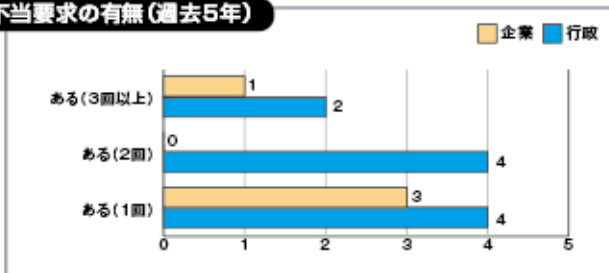
暴力団等への今後の対応



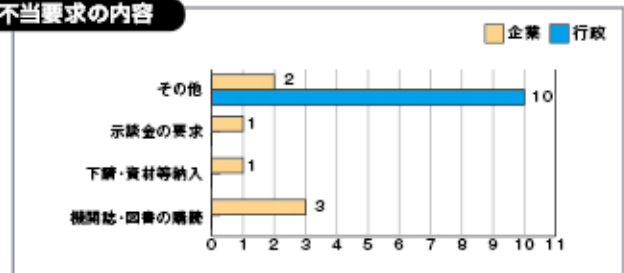
- 2 不当要求の有無についてお尋ねしたところ、「不当要求を受けたことがある(過去5年以内)」と答えた方が行政で31人、企業で19人ありました。

不当要求の内容は、企業では、示談金の要求、機関誌等購読、下請・資材購入、示談金の要求等で行政では、「理由のない謝罪要求」「過度な行政サービスの要求」などで、「許可取消の解消」「無理な許可証の発行」などの回答もありました。大半の方が要求を拒否したものの、「全部応じた」(1人)「一部受け入れた」(6人)と答えた方がありました。

不当要求の有無(過去5年)



不当要求の内容



※複数回答

講習内容については、「具体的対応要領」「暴力団情勢」「暴対法等法解説」といった内容について充実して欲しい旨の回答や「ロールプレイングはよかった」との声も多くありました。

当センターとしても、この結果を踏まえ、今後も受講者の皆様のご要望に添えるよう努めてまいります。

## ありがとうございました

永きにわたり、当センターの理事として、センター運営に貢献され、令和5年度をもってご退任された

**野津 博 様(松江市)**

に、会長(知事)から感謝状が贈呈されました。大変お世話になりました。



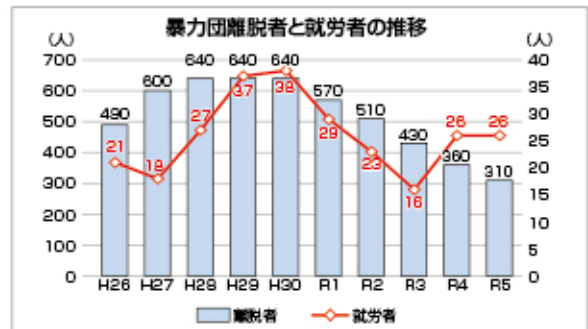
左:野津様 右:山口理事長

## 暴力団離脱者の社会復帰にご理解・ご協力を!

暴力団から離脱した者が、就労し社会復帰することは、暴力団根絶に必要な対策です。

暴力団離脱者を雇用する「**受入れ事業所**」に登録されませんか。

真に更生を誓い、社会復帰に強い信念を持った暴力団離脱者の就労にご理解とご協力をお願いします。



注1:暴力団離脱者数は、警察・センターの援助措置により離脱できた暴力団員数  
注2:就労者数は、社会復帰対策協議会を通じて就労した者の人数

## 賛助会員の募集

島根県暴力追放県民センターは、暴力団対策法に基づき設置された公益財団法人です。当センターの暴排事業にご賛同・ご支援いただける賛助会員を募集しています。皆様のご理解、ご支援をお願いします。

### 年会費

○企業・団体：1口 10,000円 ○個人：1口 5,000円 ※口数は自由です。

「入会申込書」をお送りします。詳しくは、当センターまでご連絡ください。

### 特典

#### ☆税制上の優遇

公益法人への寄付金としての税制上の優遇措置が適用されます。

#### ☆賛助会員ステッカーの交付

会員証として「暴力追放賛助会員ステッカー」を交付します。

#### ☆暴力団情報の提供

暴力団に関する情報について、電話での照会にも対応します。

#### ☆機関誌等の送付

当センター発行の機関誌や全国センター情報等を送付します。

#### ☆DVDの貸出し等

暴排のDVDの貸出し、ポスター等を優先的に提供します。



## 公益財団法人 島根県暴力追放県民センター

〒690-0887 島根県松江市殿町383番地 山陰中央ビル7階  
電話 (0852) 21-8938 FAX (0852) 21-8938

ホームページ：http://fish.miracle.ne.jp/boutsui/  
E-mail：boutsui@mx.miracle.ne.jp

